

令和5年11月21日送付

認証評価機関が行う自己点検・評価に対する
審査委員会による確認のための質問及び指摘事項

ご提出いただいた自己点検・評価書を踏まえ、審査委員会での確認を行う際に生じた以下の質問及び指摘事項について、必要があれば報告書を見直した上で、それぞれご回答をお願いします。

【認証評価の実施状況】

- 不適合事例や改善を要する点で深刻な記述が増えてきているように感じるが、それに対してどのような対応を考えているのか。

→ 近年では学修成果の点検・評価、学長のガバナンス、学校法人の運営及び内部質保証について、不適合や改善を要する点の指摘が増えている傾向にあることは事実である。

当機構としては、毎年度開催している評価セミナーをはじめ、評価充実協議会、自己評価担当者説明会などにおいて、不適合の要因や多く指摘されている改善を要する点などについて、前年度の評価結果を中心に、事例を示しながら指摘の理由など、詳細な説明を行っている。さらに、評価の判断基準として年度ごとに当機構の判定委員会で定めている判断例のうち、不適合の要因及び改善を要する点の指摘に関する判断例については、当機構のホームページで公表するとともに、受審校に配付している「受審のてびき」に掲載するなど、自己点検・評価時に確認するように促している。

そのほか、受審校の求めに応じて、受審年度の評価開始前には自己点検・評価の取り組み方や実地調査の準備などに関する事前相談、認証評価結果送付後には評価の結果や指摘事項に関する事後相談を実施している。また、受審校の自主的な内部質保証の充実の支援及び教育研究活動等の自律的な展開を支援・促進するため、受審校からの要請に応じて当機構の職員を講師として派遣している。

不適合への対応としては、受審校の求めに応じて、追評価を実施し、改善されていれば、改めて「適合」と認定している。一方、適合の受審校で改善を要する点の指摘があった場合は、3年以内に改善報告書を作成し、受審校のホームページで公表するとともに、当機構へ提出することを求めている。当機構では、判定委員会において提出された改善報告書に対する審査を行い、その結果を受審校に通知している。